

和解をめぐる法務と税務の接点

税理士は、「税務に関する専門家」として規定されている（税理士法第1条）。

「税務」についての定義はないが、私は「税法の実務」と解して税理士業務を行ってきた。

そして、その業務は、税法を基とした法務及び取引を基とした会計に分かれることになる。税法以外の法務について争いが生じた場合、弁護士が裁判所で和解により、また裁判所外の和解（示談）により、紛争が解決される場合が多い。

この場合、当事者間の法律問題は、すべて解決したと判断することができないところに和解の問題点がある。この問題が、和解という当事者間の合意に対して、経済的実質に基づく税法の適用である。すなわち、形式基準としての法律上の和解を再度実質基準としての税法で見直し、課税の適否を判断することになる。

このことは、租税負担の公平という点から当然のことと考えることができる。それにもかかわらず「和解と税務の接点」の研修がほとんどないのは、不思議な現象である。この点については、弁護士が苦勞して解決した和解を税法で蒸し返されることのないように税理士がサポートすべきものであると考える。

本研修は、法務と税務の接点を真正面から対峙させたものであるので、「いわゆる節税」としての内容は皆無である。しかし、それにより合理的な和解と適正な税務の基となると信じている。弁護士は、税務に疎い、税理士は法務に疎い、という点が少しでも本研修によって是正できれば望外の喜びでもある。

※ 上記のテーマに関する質問等がある場合は、FAXで研修日2週間前までにお送りください。

講師紹介 税理士・法学博士 みぎやま しょういちろう 右山 昌一郎 氏

税理士法人右山事務所・相談役、日本税法学会理事兼研究委員、
税務会計研究学会理事、日本税務会計学会顧問、ビジネス会計人倶楽部相談役

＝ 開催要領 ＝

1. 日 時 平成26年8月6日（水）10時00分～16時00分（受付開始 9時30分）
2. 会 場 税理士会館8階会議室
3. 定 員・受講料 150名（先着順）・1名 10,000円（昼食付き）
4. お申込方法 振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、研修日1週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。先着順に受け付けし、定員に達し次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、受講票は発行いたしませんので、当日は郵便局の払込票兼受領証を受付にお持ちくださるようお願いいたします。
※研修日1週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、必ずお電話でご連絡のうえ受講料は当日お支払ください。
※キャンセルにつきましては研修日2週間前までにご連絡いただければ、ご返金いたします。それ以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。
5. 問い合わせ先 東京地方税理士協同組合（電話：045-243-0551 FAX:045-243-0550 <http://www.tochizeikyo.com>）

※研修受講管理システム導入のため、電子証明書(原寸大コピー可)をご持参ください。

組合ニュース5月号に振込用紙付きパンフレットを同封しております。お手元がない方は、協同組合事務局（TEL045-243-0551）宛にお電話ください。事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合は受講料をお振り込みください。入金確認をもって受付となります。